

被保険者の皆様へ

1. 海外療養費について

海外旅行、赴任中に病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けることができます。
支給対象となるのは、日本国内で診療を受けた場合に健康保険の適用が受けられる治療等に限られ、はじめから治療目的で海外へ渡航した場合は支給対象外となります。

2. 支給金額について

日本国内の医療機関等で、同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。

※海外で支払った医療費の総額から自己負担相当額を差し引いた額により、支給額が大幅に少なくなることがあります。

なお、外貨で支払われた医療費については、支給決定を行う日の外国為替換算率（売りレート）により円に換算し、支給額を決定します。

3. 申請手続きについて

【申請手続きに必要な書類】

- ・健康保険療養費支給申請書
および
- ・様式A（診療内容明細書）および様式B（領収明細書）

[歯科診療の場合は、様式Bおよび様式C（歯科診療内容明細書）]

- ・領収書および関連する書類

様式A、B、Cともに、各月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ証明をしてもらってください。また、それぞれの裏面に邦訳を添え、翻訳者の住所・氏名・連絡先を記載してください。

- ・保険給付費の適正な処理のため、上記申請手続きに必要な書類以外に旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- ・保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

海外から申請するときは、事業主を経由して申請してください。

セイコー健康保険組合からは、海外へ直接送金および通知書の送付を行えないため健康保険療養費支給申請書に日本国内の住所および金融機関口座を記入してください。

4. 申請期限について

海外で医療費の支払いをした日の翌日から数えて2年を経過すると、時効により申請ができなくなります。ご注意ください。

ご理解いただき、ご協力お願いいたします。

海外療養費支給申請時の書類追加について

海外療養費の不正請求を防ぐ観点から、海外療養費支給申請時の提出書類として、以下の書類の提出が必要となりました。

1.適用年月日 平成28年4月1日以降の申請分から

2.新たに追加された提出書類

- ・旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し（以下「渡航確認書類」という。）
- ・保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書（以下「同意書」という。）

3.提出時の留意事項について

(1) 渡航確認書類について

- 「その他の海外に渡航した事実が確認できる書類」とは、旅券や航空券（電子航空券を含む。）のほか、査証の写し。
または、海外療養を受けた者が実際に海外に渡航した事実や、海外に居住又は滞在していた事実が確認できる書類の写し。

また、業務命令により海外勤務等を行う被保険者から支給申請の場合、海外に渡航している事実を事業主が把握している等の場合においては、当該事業主の業務命令などの確認が出来る証明書。

(2) 同意書について

- 同意書については、以下に掲げる事項を記載してください。
 - ・ 海外で療養を受けた者の氏名、住所及び生年月日
 - ・ 当該者の署名
 - ・ 同意書の利用目的の明示（療養を受けた日時、場所、療養の内容等の事実を確認するため、保険者又はその委託を受けた者が、海外の医療機関等に対して照会を行い、当該医療機関等から必要な情報の提供を受けること）
 - ・ 上記利用目的について、当該療養を受けた者が同意する旨の署名

以上